

鳥取県公報

本書ノ大キサヘ國定規格A五判

昭和二十七年三月二十六日 水曜日
号 外

規則

鳥取県小型機船底びき網漁業調整規則

鳥取県小型機船底びき網漁業調整規則をここに公布する。

昭和二十七年三月二十六日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県規則第十六号

鳥取県小型機船底びき網漁業調整規則

第一章 緯則

(この規則の目的)

第一條 この規則は、漁業法（以下「法」という。）その他漁業に關する法令とあいまつて、小型機船底びき網漁業の調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

(代表者の届出)

第二條 この規則に規定する漁業に關し、共同して申請又は届出する場合は、法第五條第一項の規定による代表者の届出は、様

(小型船底びき網漁業の地方名称)

第三條 小型船底びき網漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第六号)第一項各号に掲げる小型機船底びき網漁業で、

次の表の上欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ同表下欄の通りとする。

小型機船底びき網漁業の種類	地 方 名 称
手 緑 第 一 種 漁 業	えびけた網漁業
ハ 第 二 種 漁 業	貝けた網漁業、なまこけた網漁業
ハ 第 三 種 漁 業	機船手縄網漁業、漁場の往復のみにら旋推進器を使用する手縄網漁業
打 瀬 第 一 種 漁 業	漁場の往復のみにら旋推進器を使用する打瀬網漁業
ハ 第 三 種 漁 業	貝けた網漁業

第二章 漁業の許可

(許可の申請)

第四條 小型機船底びき網漁業の許可を受けようとする者は、船舶ごとに漁船原簿謄本その他知事が定める書類を添え、申請書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

- 第五條 小型機船底びき網漁業の許可期間は三箇年とする。
2 知事は、漁業調整上その他必要があると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

(許可証の交付)

第六條 知事は、第四條の規定により申請をした者に対し、小型機船底びき網漁業の許可をしたときは、当該申請者に許可証(様式第三号)を交付する。

(許可証等の携帯義務)

- 第七條 前條の許可証は、漁業の許可を受けた者の許可に基づいて当該漁業を行うときは、携帯しなければならない。

- 2 許可証の書換申請その他の事由により、許可証を行政庁に提出出中である者が、当該許可に係る漁業に從事するときは、前項の規定にかかわらず、当該許可証を届出した市町村の長が証明した許可証の写を携帶して、漁業をすることができる。

- 3 前項の許可証の写は、許可証の交付又は還付を受けたときは、運滞なく返納しなければならない。

- 4 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その法人、合併後存続する法人、合併によつて

成立した法人又は清算人が前項の手続をしなければならない。

い。

(許可証の譲渡の禁止)

第八條 許可証及び前條第二項の規定による許可証の写は、譲渡又は貸與することができない。

(許可番号の表示)

第九條 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、船舶外部の両舷側の中央部に許可番号(様式第四号)を表示しなければならない。

(許可の制限又は条件)

第十條 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可するに當り、当該許可に制限又は条件をつけることができる。

(許可内容の変更)

第十一條 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者が、船舶の総トン数、若しくは漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)第一項第七項に規定する推進機関の馬力数(以下「馬力数」という。)を増加し又は漁業種類、漁業根拠地、操業区域、操業期間、若しくは使用漁具数を変更しようとするとき

- 2 前項の申請が船名、船舶の総トン数又は馬力数の変更に係るものであるときは、その申請書に漁船原簿謄本を添えなければならない。

- 第十三條 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は破損したときは、運滞なくその理由を具して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

- (許可証の返納及び許可番号の抹消)

- 第十四條 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消されたときは、運滞なくその許可証を知事に返納し、且つ第九條の規定によりした表示を抹消しなければならない。但し、許可証を返納することができない。

00457

00456

00458

いときは、事由を具してその旨を知事に届け出ればよい。

2 前項の場合には、第七條第四項の規定を準用する。

(起業の認可)

第十五條 小型機船底びき網漁業の許可を受けようとする者であつて、現に船舶を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前、又は船舶を譲り受け、借り受け、返還を受け、その他船舶を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、申請書(様式第五号)に船舶件名書(様式第六号)を添え、知事に提出しなければならない。

3 前項の書類の外、知事は、認可するかどうかの判断に開し必要と認める書類の提出を命ずることがある。

第十六條 起業の認可を受けた者がその起業の認可に基づいて小型機船底びき網漁業の許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、第十七條第一項各号の一に該当する場合を除き、許可しなければならない。

2 起業の認可を受けた者が認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可是その期間の満了の日にその効力を失う。但し、知事が止むを得ない事情があると認め、その期間の延長を認可したときは、この限りでない。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第十七條 次の各号の一に該当する場合は、知事は、小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可をしてはならない。

- 一 申請者が第十八條に規定する適格性を有する者でない場合
- 二 申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

三 漁業調整その他公益上必要があると認める場合

2 知事は、前項の規定により、許可又は認可をしないことを決定しようとするときは、あらかじめ海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

(許可又は起業認可についての適格性)

第十八條 小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠くものであること。
- 二 労働に関する命令を遵守する精神を著しく欠くものであること。

こと

三 第一号又は第二号の規定により、適格性を有しない者がどんな名目によるのであつても、実質上当該漁業の經營を支配するに至るおそれがあるもの

(許可又は起業の認可についての勘案事項)

第十九條 知事は、許可又は起業の認可をするには、その申請に係る漁業について、次に掲げる事項を勘案しなければならない。

1 労働條件

2 当該漁業の許可を他の者に與えることによって、從前の生業を奪われる漁民を使用する程度

3 当該漁業の漁場において、当該漁業について経験があるかどうか

4 当該漁業にその者の經濟が依存する程度

5 当該漁場において他の漁業との協調その他水面の総合的利用に関する法令に違反した事実があるかどうか

(許可又は起業の認可の取消)

第二十條 小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた

後に、その許可又は起業の認可を受けた者が第十八條に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、知事は、漁業の許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ当該許可を有する者若しくはその代理人が公開の聽聞において弁明し、且つ有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

第二十一條 小型機船底びき網漁業の許可を受けた日から六箇月間又は引き続き一年間休業したときは、知事は、当該漁業の許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の實に歸する事由による場合を除き、第二十一条第一項若しくは第三十一條第一項の規定に基づく処分又は法第六十七條第一項の規定に基づく指示若しくは同條第七項の規定に基づく命令により、小型機船底びき網漁業の操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の場合には、前條第二項及び第三項の規定を準用す

00459

と。

(錯誤によつてした許可又は起業の認可の取消)
第二十二條 知事は、錯誤により許可又は起業の認可をしたときは、当該許可又は起業の認可を取り消すことができる。

(漁業調整の必要による許可の変更、取消又は操業の停止)
第二十三條 漁業調整上必要があると認めるときは、知事は、許可の内容を变更し、操業を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者が、この規則又はこの規則の規定に基く处分に違反したときも又前項に同じである。

3 前項の規定による処分は、当該処分を受けた者が有する小型機船底びき網漁業の全部の許可について行うことができる。

4 第一項及び第二項の場合、第二十條第二項及び第三項の規定を準用する。

(許可又は起業の認可の失効)

第二十四條 小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その許可又は起業の認可は、その効力を失う。但し、その相続人又は合併後存続する法人、若しくは合併によつて成立した人が、小型機船底びき網

(船舶の総トン数及び馬力数の制限)

第二十五條 小型機船底びき網漁業に使用できる漁船の船舶総トン数及び馬力数の最高度は次の通りとする。

- | | |
|-------------------------------------|--|
| 一 手操第一種漁業のうち、中海(西伯郡外江町米子屋鼻埋立九尺八寸)以下 | 一 手縄第三種漁業及び打瀬第三種漁業のうち、貝けた網漁業に使用するけたの巾は、三メートル(九尺九寸)以下 |
| 二 手縄第二種漁業のえびけた網漁業のけたの巾は、六米(一九尺八寸)以下 | 二 手縄第三種漁業及び打瀬第三種漁業のうち、貝けた網漁業に使用するけたの巾は、三メートル(九尺九寸)以下 |

(禁止海域)

第二十七條 次の表の上欄に掲げる漁業は、それぞれ同表下欄に掲げる海域内においては、操業してはならない。但し、第一種共同漁業権又は第三種区画漁業権又はこれらを目的とする入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

漁業の種類 禁止海域

手縄第三種漁業のうち えびけた網漁業	鳥取県沖合の最大高潮時海岸線から三浬以外の海域(中海を除く)
手縄第三種漁業及び打瀬第三種漁業のうち 貝けた網漁業	鳥取県東伯郡下中山村御崎から北々西(眞方位以下同じ)の線以西の鳥取県海域及び最大高潮時海岸線から四浬以外の海域(中海を除く)
打瀬第一種漁業のうち 貝けた網漁業	イ 島根県八東郡多古鼻から正北五浬の点と鳥取県氣高郡長尾鼻とを結んだ線と島根県八東郡沖の御前島頂上と兵庫県城崎郡余部崎とを結んだ線と
前項第六号の小型機船底びき網漁業に使用できる漁船の、船舶の総トン数の最低限度は五トンとする。 (漁具漁法の制限又は禁止)	
第二十六條 小型機船底びき網漁業の漁具、漁法は、次に掲げる範囲内でなければならない。	

00461

00460

手縄第三種漁業のうち えびけた網漁業	鳥取県沖合の最大高潮時海岸線から三浬以外の海域(中海を除く)
手縄第三種漁業及び打瀬第三種漁業のうち 貝けた網漁業	鳥取県東伯郡下中山村御崎から北々西(眞方位以下同じ)の線以西の鳥取県海域及び最大高潮時海岸線から四浬以外の海域(中海を除く)
打瀬第一種漁業のうち 貝けた網漁業	イ 島根県八東郡多古鼻から正北五浬の点と鳥取県氣高郡長尾鼻とを結んだ線と島根県八東郡沖の御前島頂上と兵庫県城崎郡余部崎とを結んだ線と
前項第六号の小型機船底びき網漁業に使用できる漁船の、船舶の総トン数の最低限度は五トンとする。 (漁具漁法の制限又は禁止)	
第二十六條 小型機船底びき網漁業の漁具、漁法は、次に掲げる範囲内でなければならない。	

00462

右の兵庫県城崎郡余部崎
（中海を除く）内三点を順次
結んだ二直線以北の島取県海域

第二十八條 次の表の上欄に掲げる漁業は、それぞれ同表下欄に掲げる期間内においては、操業してはならない。但し、第一種共同漁業権又は第三種区画漁業権の目的となつてある水産動植物を当該共同漁業権若しくは区画漁業権又はこれらを目的とする入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

漁業の種類(地方名称)	禁 止 期 間
手縄第三種漁業のうち えびけた網漁業	十一月一日から 翌年四月三十日まで
手縄第三種漁業及び打瀬 こらがい網漁業	九月一日から 翌年五月三十一日まで
貝かけた網漁業	六月一日から 七月三十日まで
手縄第三種漁業のうち なまこけた網漁業	六月一日から 七月三十日まで
打瀬第一種漁業のうち こらがい網漁業	五月一日から 九月三十日まで

(夜間の操業禁止)

第二十九條 左に掲げるものを除く外、小型機船底びき網漁業は日没から日の出までの間は、操業してはならない。

一 手縄第二種漁業のうちえびけた網漁業

読み替えるものとする。

8 第七條(許可証等の携帯義務)の規定は、第一項又は第六項

の規定により許可を受けた者が、当該許可の内容となつてある水産動植物の採捕に從事する場合に準用する。

(許可船舶に対する碇泊命令及び検査)

第三十一条 知事は、小型機船底びき網漁業の許可に係る船舶に

つき、合理的に判断して、漁業に関する規定又はこれらの規定に基く処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締上必要があるときは、小型機船底びき網漁業の許可を受けた者に対し、碇泊港及び碇泊期間を指定して当該船舶の碇泊を命ずることができる。法第三十四條第一項の規定による検査を行わせるときもまた同様とする。

2 前項前段の規定による碇泊期間は、四十日間をこえないものとする。

3 知事は、第一項前段の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方にその旨を通知し、その者又は代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

4 第一項後段の規定による碇泊期間は、十日間をこえないもの

(試験、研究等の適用除外)

第三十條 この規則の規定であつて操業の期間若しくは、海域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関するものは、試験研究その他特別の事由により知事の許可を受けた者は行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項に規定する試験研究等の許可を受けようとする者は、特別採捕許可申請書(様式第七号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の許可をしたときは、許可証(様式第八号)を交付する。

4 知事は、第一項の規定により許可するに当たり、制限又は條件を付けることができる。

5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後、遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。

6 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項について変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならぬ。

7 第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において第三項中「交付する」とあるは「書換交付する」といふ。

とする。

(船長等の乗組禁止命令)

第三十二條 知事は、小型機船底びき網漁業の許可に係る船舶につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又は、これらに基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業の規定に基く処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締上必要があるときは、当該船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、期間を限り小型機船底びき網漁業に從事する船舶の乗組を制限し、又は禁止することができる。

2 前項の場合には、前條第二項の規定を準用する。

(無許可船に対する碇泊命令)

第三十三條 知事は、合理的に判断して船舶が小型機船底びき網漁業の許可を受けないで当該漁業に使用された事実があると認められる場合において、漁業取締上必要があるときは、当該船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、碇泊港及び碇泊期間を指定して当該船舶の碇泊を命ずることができる。

2 前項の場合には、第三十一條第三項の規定を準用する。

(無許可船に対する漁ろう装置の陸揚命令等)

00463

00464

第三十四條 知事は、漁業取締上必要があると認めるときは、小型機船底びき網漁業の許可を受けないで小型機船底びき漁業に使用し若しくは使用するおそれがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に對して、期限を指定し、もつばら小型機船底びき網漁業の用に供されるものと認める漁ろう装置、その他の設備の陸揚を命じ又はみずからこれらの設備の封印をすることができる。

2 前項の場合には第二十條第二項の規定を準用する。

(停船命令)

第三十五條 法第七十四條第三項の規定による検査又は質問は小型機船底びき網漁業に從事する船舶(許可を受けないで小型機船底びき網漁業に從事し、又は從事するおそれのあるものを含む。)の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、停船を命じてすることができる。

2 前項の停船命令には、次に掲げる信号を用いるものとする
一 曹間にあつては、停船信号(標式第九号)を掲げ且つ約一秒時の間隔をもつて汽角、汽笛、その他の音響器により長声一聲及び短声四聲を連発する

二 夜間にあつては、約一秒時の間隔をもつて、せん光により長光一せん及び短光四せんを連せんし、且つ前号と同様の音響信号をする

三 前二号において「長声」又は「長光」とは約四秒から六秒までの発声又はせん光をいい、「短声」又は「短光」とは約一秒時の発声又はせん光をいう。

第四章 罰則

第三十六條 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役、一万元以下の罰金拘留若しくは科料に処し、又はこれを併科する。

一 第八條、第九條、第十一條、第二十五條から第二十九條までの規定に違反した者

二 第十條、第二十三條第一項第二項、第三十條第四項又は第三十二條第一項の規定による制限、條件、禁止又は停止の命令に違反した者

三 第三十一条第一項、第三十三條第一項、第三十四條第一項又は第三十五條第一項の規定による命令に違反した者

第三十七條 第七條(第三十條第八項において準用する場合を含む。)第十二條第一項、又は第十四條の規定に違反した者は科料に處する。

料に処する。

第三十八條 前二條の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁船及び漁具は沒收することができる。但し、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を沒收することができないときは、その價額を追徴することができる。

第三十九條 法人の代表者又は法人、若しくは人の代理人、使用者その他の従事者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第三十六條又は第三十七條の規定に違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第五條第一項中「三年」とあるは、昭和三十一年三月三十一日までは「一年」と読み替えるものとする。

3 この規則施行前に法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第三百九号)附則第四項の規定により小型機船底びき網漁業の許可とみなされた当該許可を有する者につき鳥取県海面漁業調整規則(昭和二十六年鳥取県規則第七十九号)の規定に基いてした知事の命令、处分その他の行爲は、それぞれ、この規則

の相当規定に基いたものとみなす。

4 漁業法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第三百九号)附則第五項に規定する機船底びき網漁業については、同項に規定する期間は、この規則の規定は適用しない。

5 この規則施行前にした漁業に係る行爲に対する罰則の適用については、この規則施行後でも、なお從前の例による。

6 鳥取県海面漁業調整規則の一部を次のよう改正する。
第五條第十一号中「漁場の往復のみにラジオ推進器を使用する」及び、同條第十二号を削る。

標式第一号(1)

代表者選定届

住 所

氏 名 印

右の通り小型機船底びき網漁業に係る共同申請の代表者を選定しましたからお届け致します

年 月 日

規則

鳥取県公報 号 外

00466

住所 氏名印

名印

鳥取県知事 氏名殿

小型機船底びき網漁業許可申請書

船名及び漁船登録番号

船舶の総トン数

機関の種類及び馬力数

小型機船底びき網漁業共同申請代表者変更届

年月日(届出)

住所 旧代表者 氏名印

名印

地方名稱及び漁業根拠地

() 従主

(シリガ内径)
操業区域 操業期間 使
用箇
数
漁具数
の主な漁獲物

右の通り変更したからお届けします

年月日

住所 新代表者 氏名印

名印

鳥取県知事 氏名殿

年月日

県市町村大字

本県記号の次の数字は許可番号であつて、各文字の太さは二種以上とし、その文字の間隔は図示の寸法以上によることとし、その各文字を更に図例のように太さ二種以上の枠を以て囲むものとする。

名印

本県記号の次の数字は許可番号であつて、各文字の太さは二種以上とし、その文字の間隔は図示の寸法以上によることとし、その各文字を更に図例のように太さ二種以上の枠を以て囲むものとする。

00467

備考

28cm

様式第三号

第
小
型
機
船
底
び
き
網
漁
業
許
可
証

郡

(年月日生)

操業種類	漁業種類	操業区域	漁獲物の種類	許可期間	操業期間	船名	船号	船籍登録番号	船總トン数	船機開種類	船马力數	制條限件
(漁業)	(漁業)	(漁業)	(漁業)	至 年 月 日 自 年 月 日	至 年 月 日 自 年 月 日	丸	丸	丸	丸	トントン	馬力 馬力	年 月 日

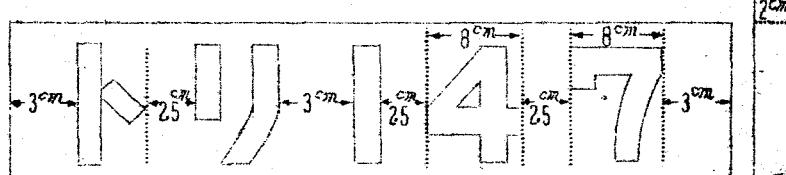
20cm

鳥取県印

様式第四号

昭和三十一年三月三十一日までこの許可証の名称を「臨時小型機船底びき網漁業許可証」とする

20cm



本県記号の次の数字は許可番号であつて、各文字の太さは二種以上とし、その文字の間隔は図示の寸法以上によることとし、その各文字を更に図例のように太さ二種以上の枠を以て囲むものとする。

様式第五号

小型機船底びき網漁業起業認可申請書

船舶及び漁船登録番号

船舶の総トン数

機関の種類及び馬力數

漁業種類 及び地方名稱	漁業地 根拠地	操業區域	操業期間	漁具數 件	主な漁獲 物の種類
從主	從主	自月	至月	日	
自月	自月	月日	月日	日	

右の通り小型機船底びき網漁業の起業の認可を受けたいから關係書類を添えて申請します

年 月 日

住所

氏

名 団

鳥取県知事 氏 名 殿

註 事由書を添付のこと。

漁業種類及び地方名稱欄の記載方法は様式第四号の備考の二の記載に同じ。

様式第六号

船舶件名書

二、船舶番号又は漁船登録番号

一、船 編 港

四、船体重要寸法 長さ 幅 深さ

五、船舶総トン数

六、機関の種類及び馬力数

七、予定起工年月日

進水年月日

現在あるものについては

八、造船所の所在地及び名称

様式第七号

特別採捕許可申請書

一、目的

二、使用船舶

イ、漁船登録番号

ヤ、船名

種類 馬力 気 サシリンダーノ内筒数
六、船名及び漁船登録番号

七、総トン数、機関の種類及び馬力数

八、制限及び條件

00469

00468

特 第 号	住 所	氏名又は名称 団
鳥取県知事 氏	名 殿	氏名又は名称 团
様式第八号		

特別採捕許可証

住所

氏名又は名称 团

- 一、縦トントン数
二、機関の種類及び馬力數
ホ、所 有 者
三、採捕しようとする水
産物の名稱及び数量
四、採捕期間
五、採捕の区域
六、使用漁具及び漁法
右の通り特別採捕の許可を受けたいから申請します

年 月 日

住所

氏名又は名称 团

- 一、採捕物の種類
二、採捕の区域
三、採捕の期間
四、使用漁具漁法
五、船名及び漁船登録番号
六、トントン数、機関の種類及び馬力数
七、許可期間
八、制限及び條件

年 月 日

鳥取県知事印

00470

様式第九号

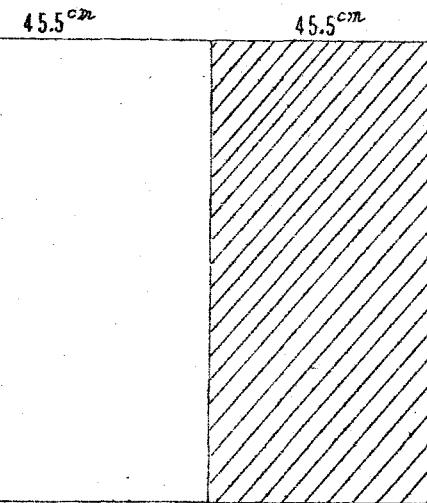
停 船 信 号

鳥取県公報 号 外

昭和二十七年三月二十六日

(第三種郵便物認可)

一六



斜線部は 藍

其の他 黄

昭和二十七年三月二十七日印刷
昭和二十七年三月二十六日発行

鳥 取 縣 公 報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

印 刷 所 鳥 取 縣 市 東 町 取 印 刷 所
鳥 取 縣 市 東 町 取 印 刷 所
鳥 取 縣 市 東 町 取 印 刷 所